

青森県報

号外第五十一号

平成十七年
四月二十七日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則	青少年・男女共同参画課	一
青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター規則	(自然保護課)	一
青森県白神山地ビジターセンター規則の一部を改正する規則	(同)	二
青森県身体障害者福祉センター規則	(障害福祉課)	三
青森県視聴覚障害者情報提供施設規則の一部を改正する規則	(同)	四
青森県国有財産管理規則の一部を改正する規則	(監理課)	五
青森県水族館規則	(公営企業局)	五
告 示		
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正	(人事課)	六
人事委員会		
人事委員会規則七・六七(管理職手当)の一部を改正する規則	(職員課)	七
労働基準法別表第一の号別区分の一部改正	(管理課)	七

規

則

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十一号

青森県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青森県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十五年三月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「破産管財人」を「破産管財人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十二号

青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例(平成十一年七月青森県条例第三十六号)第三条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、十二湖エコ・ミュージアムセンター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。(休館日等)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日）に当たるときは、その翌日）

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

（使用の承認）

第四条 センターのレクチャー室を使用しようとする者は、使用申込書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による使用の承認（以下「使用の承認」という。）をしたときは、当該使用の承認を受けた者に使用承認書を交付するものとする。

（使用の制限等）

第五条 知事は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

二 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

三 不正な手段により使用の承認を受けたとき。

四 この規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

（原状回復等）

第六条 使用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設、設備等をき損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

一 青森県十二湖工コ・ミュージアムセンター条例第二条に規定する業務

二 第四条の規定による使用の承認に関すること。

三 第五条の規定による使用の制限等に関すること。

四 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。

五 その他センターの管理に関し必要な業務

（指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等）

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例附則第三項の規定の施行の日から施行する。

青森県白神山地ビジターセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十三号

青森県白神山地ビジターセンター規則の一部を改正する規則

青森県白神山地ビジターセンター規則（平成十年十月青森県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第三条」を、「第五条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条」に改める。

第二条第二項中、「センターの長（以下「館長」という。）」を、「知事」に改める。

第三条第二項中、「館長」を、「知事」に改める。

第四条第一項中、「映像体験ホール」を削り、「館長」を、「知事」に改め、同条第二項中、「館長」を、「知事」に、「申込者」を、「使用の承認を受けた者」に改める。

第五条中「館長」を「知事」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青森県白神山地ビクターセンター条例第二条に規定する業務
- 二 使用の承認に関する事。
- 三 第五条の規定による使用の制限等に関する事。
- 四 センターの施設、設備等の維持管理に関する事。
- 五 その他センターの管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定められた開館時間を変更し、及び同項の規定により定められた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、青森県白神山地ビクターセンター条例の一部を改正する条例(平成十七年三月青森県条例第二十五号)の施行の日から施行する。

青森県身体障害者福祉センター規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十四号

青森県身体障害者福祉センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県身体障害者福祉センター条例(昭和四十八年十月青森県条例第三十八号)第三条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、身体障害者福祉センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 センターの利用時間は、午前八時四十五分から午後四時三十分まで及び午後五時から午後八時三十分(宿泊を伴う利用にあつては、翌日の午前九時)までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(休館日等)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 火曜日(その日が次号に掲げる休日にあたる場合は、その翌日以後のその日に最も近い当該休日でない日)
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

(利用の承認)

第四条 センターを利用しようとする者は、利用申込書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用の制限等)

第五条 知事は、センターを利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者のセンターの利用を拒み、その前条の規定による利用の承認(以下「利用の承認」という。)を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- 四 この規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

(原状回復等)

第六条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設、設備等をき損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

一 更生相談、機能訓練、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成、身体障害者更生援護施設の職員に対する研修その他身体障害者の福祉の増進を図る事業の実施に関すること。

二 利用の承認に関すること。

三 第五条の規定による利用の制限等に関する事。

四 センターの施設、設備等の維持管理に関する事。

五 その他センターの管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の利用時間等)

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの利用時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める利用時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定められた利用時間を変更し、及び同項の規定により定められた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例附則第六項の規定の施行の日から施行する。

青森県視聴覚障害者情報提供施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十五号

青森県視聴覚障害者情報提供施設規則の一部を改正する規則

青森県視聴覚障害者情報提供施設規則(平成十年三月青森県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規則は」の下に、「青森県視聴覚障害者情報提供施設条例(昭和四十四年三月青森県条例第八号。以下「条例」という。)(第四条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号) 第六条の規定に基づき)を加え、「利用」を「管理」に改める。

第二条を次のように改める。

(開館時間)

第二条 視聴覚障害者情報提供施設の開館時間は、青森県視聴覚障害者情報センターにあつては午前八時三十分から午後五時十五分まで、青森県視聴覚障害者情報センターにあつては午前九時三十分から午後六時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

第三条中「視聴覚障害者情報提供施設の点字刊行物及び視覚障害者用の録音物並びに聴覚障害者用の録画物(以下「点字刊行物等」という。)」を「点字刊行物等」に改め、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(休館日等)

第三条 視聴覚障害者情報提供施設の休館日は、次のとおりとする。

一 青森県視聴覚障害者情報センターにあつては、日曜日及び土曜日

二 青森県視聴覚障害者情報センターにあつては、火曜日(その日が次号に掲げる休日に当たるときは、その翌日以後のその日に最も近い当該休日でない日)

三 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

四 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

(利用の制限等)

第四条 知事は、視聴覚障害者情報提供施設を利用する者(以下「利用者」という。)(が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の視聴覚障害者情報提供施設の利用を拒み、又はその利用を制限することができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 視聴覚障害者情報提供施設の施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、視聴覚障害者情報提供施設の管理運営上支障があると認めるときは、視聴覚障害者情報提供施設の利用を制限することができる。

本則に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に視聴覚障害者情報提供施設の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青森県視聴覚障害者情報センターにあつては、条例第一条第一項に規定する業務
- 二 青森県聴覚障害者情報センターにあつては、条例第二条第二項に規定する業務
- 三 第四条の規定による利用の制限等に関する事。
- 四 視聴覚障害者情報提供施設の施設、設備等の維持管理に関する事。
- 五 その他視聴覚障害者情報提供施設の管理に關し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に視聴覚障害者情報提供施設の管理を行わせることとした場合の視聴覚障害者情報提供施設の開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号) 附則第七項の規定の施行の日から施行する。

青森県国有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十六号

青森県国有財産管理規則の一部を改正する規則

青森県国有財産管理規則(平成七年五月青森県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「明治三十二年法律第二十四号」第十七条を「平成十六年法律第百二十三号」第十四条第一項に改め、「写し」の下に「(地図が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県水族館規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十七号

青森県水族館規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県水族館条例(昭和五十八年三月青森県条例第三号) 第七条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号) 第六条の規定に基づき、水族館の管理運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 水族館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。
(休館日等)

第三条 水族館の休館日は、定めのないものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を定めることができる。

(利用の制限等)

第四条 知事は、水族館を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の水族館の利用を拒み、又はその利用を制限することができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 水族館の施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、水族館の管理運営上支障があるとき認めるときは、水族館の利用を制限することができる。

(原状回復等)

第五条 利用者は、故意又は重大な過失により水族館の施設、設備等をき損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に水族館の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 魚類、海獣等の飼育及び展示に関すること。
- 二 水族館の利用の促進に関する企画、広報等に関すること。
- 三 第四条の規定による利用の制限等に関すること。
- 四 水族館の施設、設備等の維持管理に関すること。
- 五 その他水族館の管理運営に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に水族館の管理を行わせることとした場合の水族館の開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開

館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、青森県水族館条例の一部を改正する条例(平成十七年三月青森県条例第四十四号)の施行の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百九十号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定
める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三三三円	一三、三〇一円
二十歳以上二十五歳未満	五、一五〇円	一三、三〇一円
二十五歳以上三十歳未満	五、九七九円	一三、三六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、七〇一円	一六、五六二円
三十五歳以上四十歳未満	七、一九三円	一九、五五三円
四十歳以上四十五歳未満	七、三〇九円	二一、九二六円
四十五歳以上五十歳未満	七、一六四円	二一、一八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、六二二円	二一、六〇九円

五十五歳以上六十歳未満	六、一二七円	二三、六〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、三七〇円	二〇、六四八円
六十五歳以上七十歳未満	四、一六〇円	一四、三六六円
七十歳以上	四、一六〇円	一三、三〇一円

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

人事委員会

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十七日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中

「保健大学学部長

」を

「保健大学学部長

」に改める。

保健大学健康科学研究科長

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・六七（管理職手当）の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

人事委員会告示十七第二号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十七日

青森県人事委員会委員長 原 田 和 夫

別表の第三号の項中「同各ダム管理所」を「同目屋ダム管理所」に改め、同表の第十三号の項中「職員診療所、」を削る。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭